

CLUB-CHRO 会則

平成 29 年 1 月 27 日制定

株式会社ワークスエンターテイメント

第一条 名称

当サービスは、CLUB-CHRO（以下「本サービス」）という。

第二条 事務局

本サービスの本部事務局は株式会社ワークスエンターテイメント内（東京都文京区本郷 4-1-6）に置く。

第三条 目的

本サービスは株式会社ワークスエンターテイメントが推進する「戦略人事」に共感し、その概念と具体的な組織開発に関する取り組みと事例を広く共有し、会員企業の成長に寄与することを目的とする。

第四条 活動内容

1. セミナー、勉強会などの実施
2. レポート、メールマガジンなどによる情報提供
3. 本サービス会員向けの個別サービス
4. その他、目的を達成するために必要と判断される活動

第五条 入会

本サービスに入会する企業（以下「会員」という）は、組織規模や業種に関わりなく、人的資源が企業の持続的成長に必要な不可欠であると認識し、生き活きと働くことができる組織環境構築をめざす企業を入会対象とする。なお入会日は申込日とする。

第六条 自己責任の原則

本サービスにおける会員の活動結果に対してはすべて自己責任であることを原則とする。

第七条 会費

会員は本サービスが定めた年間会費を納入しなければならない。

第八条 会費の支払い方法

1. 年間会員は、一括払いもしくは月毎払いのいずれかとする。
2. 一括払いの場合は、申込日が属する月の翌月末日までに指定金融機関へ振込にて支払うものとする。
3. 月毎払いの場合は、申込日が属する月の翌月末日から指定金融機関へ振込にて毎月支払うものとする。

第九条 会員期間

本サービスの会員期間は 1 年単位とし、次年度以降は自動延長とする。

第十条 サービスの利用

会員は会員期間内に限り、本サービスが定める方法に従い提供するサービスを利用することができる。

第十一条 権利の帰属

本サービスが提供するサービスに関する所有権及び知的財産権は全て株式会社ワークスエンターテイメントに帰属する。当規定は第十四条に定める会員資格の喪失後も存続するものとする。

第十二条 守秘義務

会員は、本サービスが提供するサービス内容（研修資料等を含む）及び本サービスが秘密と指定した情報を秘密に保持し、サービス利用以外の目的で使用せず、又第三者に開示・漏洩してはならないものとする。

第十三条 会員一覧

1. 会員は、本サービスが開設するウェブサイトにおいて、会員一覧に掲載することに同意する。なお、当該会員一覧への掲載を希望しない会員については、その旨を事務局に通知するものとする。
2. 事務局は、会員一覧を作成する際、会員の企業概要やサービス利用履歴などの詳細情報については、一切掲載しないものとする。

第十四条 会員の資格喪失

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
 - ① 退会したとき
 - ② 会費を滞納したとき
 - ③ 登記事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ④ 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払い不能となった場合、又は、破産、民事再生手続開始、会社更手続開始、特別清算開始、もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - ⑥ 自ら振出し、もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - ⑦ 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
 - ⑧ 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - ⑨ 公序良俗に反する行為があったとき
 - ⑩ 法律に抵触する行為をしたとき
 - ⑪ 他の会員に対して著しく不利益な行為をしたと事務局が判断したとき
2. 会員の資格を喪失した場合、本サービスに対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての支払債務の支払を行わなければならないものとする。

第十五条 退会

1. 会員が本サービスの退会を希望する場合は、退会希望月の2ヶ月前の末日までに所定の退会届を事務局に提出しなければならないものとする。
2. 第九条に定める会員期間内の退会の場合、年間会費を一括で支払っている場合のみ、月割りでの返金とする。なお、振り込みにかかる手数料は会員の負担とする。

第十六条 本規約等の変更

1. 本サービスは、本規約又はサービスの内容を自由に変更できるものとする。
2. 本サービスは、本規約又はサービスの内容を変更した場合には、会員に当該変更内容を通知するものとする。